

市有財産先着申込順売払案内書

令和3年11月

北 斗 市

北斗市 総務部財政課財政係

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

TEL 0138-73-3111

市有財産先着申込順売払案内書

令和3年11月

北 斗 市

次のとおり、市有財産を先着申込順により売却する。

参加を希望する者は、法令、北斗市の条例、規則に定めるもののほか、この案内書により実施するので、内容を熟知の上、申し込みすること。

1 売却物件

番号	所在地	種別	地目	面積	売払価格
1	本郷二丁目 467番13	土地	宅地	589.05 m ²	7,679,444 円
2	本郷二丁目 467番10 外1筆	土地	宅地	1367.06 m ²	13,431,364 円

※ 売払物件の詳細は、物件調書を参照のこと。

2 申込資格

次の事項に該当するものは、申し込みすることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実を北斗市において認めたときから3年を経過しない者
 - ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 北斗市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成23年北斗市訓令第3号）第3条第1項に規定する入札等排除措置に該当する者
- (4) 北斗市の市税等を滞納している者

3 申込方法

買受申込み希望者は、北斗市市有財産売却入札等取扱要綱及び市有財産先着申込順売払案内書に定める必要書類を提出しなければならない。受付期間、場所及び方法は次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和3年11月8日（月）から

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

受付時間：午前8時30分から17時00分まで

(2) 受付場所

北斗市中央1丁目3番10号 北斗市役所総務部財政課財政係
持参にて提出すること。

(3) 提出書類

① 個人の場合

ア 市有財産買受申込書（様式第5号）

イ 宣誓書

ウ 身分証明書の写し

エ 住民票の写し

オ 印鑑登録証明書

カ 納税証明書（居住市区町村の税分）

② 法人の場合

ア 市有財産買受申込書（様式第5号）

イ 宣誓書

ウ 登記事項全部証明書（履歴事項又は現在事項のいずれか）

エ 印鑑証明書

オ 納税証明書（居住市区町村の税分）

(4) 審査結果の通知

提出された買受申込書及び添付書類を審査の上、適正であるときは、買受申込書の写しを交付する。

4 買い受け申し込みに関する注意事項等

- (1) 現地説明会は行わないので、希望者は必ず事前に現地を確認すること。また、物件に係る諸規制、その他必要な事項を調査の上、参加すること。
- (2) 売払物件は、物件調書に特段の記載がない限り、現状有姿での引渡しとする。なお、物件調書の記載事項が現状と異なる場合は原状が優先する。
 - ア 物件の敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されている場合には、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、北斗市は関与しない。
 - イ 物件の敷地内に擁壁、直壁等が築造されている場合には、経年劣化による影響については確認していない。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、北斗市は関与しない。
 - ウ 物件に上下水道設備が布設されている場合には、経年劣化による影響等については確認していない。これらの布設設備の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、北斗市は関与しない。
 - エ 工作物等の越境物の処理については、北斗市は関与しないので、相隣関係者間で協議すること。また、契約後に越境関係が判明した場合も同様とする。
 - オ 物件敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物及び道路標識等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについては北斗市は関与しない。
 - カ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草がある場合には、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、北斗市は関与しない。ゴミ、ガラ及び碎石等の除去についても同様とする。
 - キ 地盤に関する調査は行っていない。
 - ク 売買契約締結後に、売払物件に数量の増減又は隠れた瑕疵を発見しても、契約の解除、売買金額の変更、損害賠償の請求をすることはできない。
- (3) 売却物件は、売買契約締結後10年間、北斗市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に譲渡し、若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならないという用途制限を付する。

5 購入者の決定方法

- (1) 本案内書に示した条件を満たした方で、適正な買受申込書を提出し、市に受理された方を購入者と決定し通知する。
- (2) 同日に買受申込書を提出した者が複数いるときは、くじにより順位を決定し、第1順位の者を契約予定者とする。この場合当該買受申込希望者は、くじ引きを辞退することができない。なお、契約予定者との契約が成立しなかった場合は、第2順位の者を契約予定者とし、以下同様とする。
- (3) 抽選を行う日時及び場所については、後日通知する。
- (4) 買受希望者が代理人をもって参加する場合は、委任状（様式第7号）提出しなければならない。
- (5) 申込者本人またはその代理人が抽選に参加できない場合は、当該売払いに関する事務に関与しない職員により、代理で抽選を行う。

6 契約の締結

売買契約の締結は、購入者の決定日から7日以内に契約を締結する。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10（円未満の端数は切り上げ）に相当する額以上とする。
- (2) 契約保証金は、売買代金の納付後に還付する。なお、購入者は契約保証金の全部又は一部を売買代金に充当することができるものとする。
- (3) 期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約を解除し、契約保証金は北斗市に帰属する。
- (4) 契約保証金には利子を付さない。

8 売買代金の支払

売買代金は、契約締結日から起算して30日以内の売買契約書による指定期日までに、北斗市が発行する納入通知書等により支払うこと。なお、売買代金の分割納入はできない。

9 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、購入者が売買代金の支払いを完了した時点において移転するものとし、現状のまま引渡すものとする。
- (2) 所有権移転登記は、前項の引渡し後、速やかに北斗市が実施する。なお、売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関

して必要な一切の費用は購入者の負担とする。

1 0 購入者の譲渡制限

購入物件の所有権移転登記前に、購入物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することを禁じる。

1 1 公租公課等

購入物件に係る売買代金完納後の公租公課等は、購入者の負担とする。

市有財産買受申込書

令和 年 月 日

北斗市長 池田 達雄 様

申込者 氏
住 所(所在地)

氏 名(法人名及び代表者名)

印

電話番号

北斗市市有財産売却入札等取扱要綱第27条の規定により、次の市有財産の買受を申込みします。

記

1 買受を希望する売却物件

物件番号	所在地	種別	参加希望
1	本郷二丁目467番13	土地	
2	本郷二丁目467番10 外1筆	土地	

2 添付書類

- (1) 宣誓書
- (2) 身分証明書の写し（個人の場合のみ）
- (3) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 納税証明書（北斗市又は住所都市区町村）

受付印	受付番号

宣 誓 書

私は、令和 年 月 日実施の市有財産売却にかかる一般競争入札において落札者の
いなかった物件の買受申込みに応じ、次の事項を宣誓します。

- 1 北斗市市有財産売却入札等取扱要綱第31条により準用する第3条に規定する入札参加資格を有しない者に該当しません。
- 2 申込に際し、北斗市市有財産売却入札等取扱要綱のほか、実施要領及び申込案内書の物件調書、市有財産売買契約書の各条項及び売却物件の法令上の規制をすべて承知の上で参加します。
- 3 買い受けた物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

令和 年 月 日

北斗市長 池田達雄 様

住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者名）

Ⓜ

<共有名義の場合>

共有者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

共有者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

Ⓜ

委任状

令和 年 月 日

北斗市長 池田達雄様

私は、令和 年 月 日実施の市有地売却にかかる一般競争入札において落札者とな
かった物件の買受申込に当り、下記のとおり代理人に権限を委任します。

買受申込者 住 所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者名）

印

記

1 委任する権限

市有財産（ 1 号物件）の買受申込みに関する一切の権限

2 代理人

住 所

氏 名

（注）1 委任状は買受しようとする物件ごとに必要です。

市有財産売買契約書(案)

北斗市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる市有財産(以下「売買物件」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

(土地)

所在地	地目	地積
北斗市本郷二丁目467番13	宅地	589.05㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、金7,679,444円とする。

(売買代金の納入等)

第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲の指定する場所において、一括して納入しなければならない。

2 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、期限の翌日から納入の日まで売買代金に対し年10.75パーセントの延滞違約金を納入しなければならない。

(契約保証金)

第5条 乙は、本契約締結前に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が前条に定める義務を履行したときは、前項の契約保証金を還付する。

3 乙は、第1項の契約保証金を売買代金の全部又は一部に充当することができるものとする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 乙が前条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属する。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は、前条の規定により所有権が移転したときに、甲から乙に引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 売買代金の納入後、甲は乙に対し、所有権移転登記をする。この場合、登記に要する

費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(用途の制限等)

第11条 乙は、本契約締結後10年間、売買物件を北斗市暴力団排除条例(平成25年北斗市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、土地を第三者に譲渡し、若しくは土地について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める用途の制限等に関し、甲が必要と認めるときは、実地調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(違約金)

第15条 乙は、甲が解除権を行使したときは、契約締結時から売買物件の返還の時までの賃貸料相当額に売買代金の10分の1の額を加えた違約金を甲に支払うものとする。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、前条に定める違約金及び次条第2項に定める乙が負担すべき原状回復に要した費用を甲に支払うべき義務がある場合は、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物権を現状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 前項の規定により甲が指定した期日までに、乙が原状回復を履行しないときは、甲が代わってこれを行い、その費用は、乙が負担しなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件にかかる法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北斗市

北斗市長 池田 達雄 ㊟

乙 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ ㊟

委任状

令和 年 月 日

北斗市長 池田達雄様

私は、令和 年 月 日実施の市有地売却にかかる一般競争入札において落札者になかった物件の買受申込に当り、下記のとおり代理人に権限を委任します。

買受申込者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

印

記

1 委任する権限

市有財産（ 2 号物件）の買受申込みに関する一切の権限

2 代理人

住所

氏名

（注）1 委任状は買受しようとする物件ごとに必要です。

市有財産売買契約書(案)

北斗市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる市有財産(以下「売買物件」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

(土地)

所在地	地目	地積
北斗市本郷二丁目467番10外1筆	宅地	1,367.06㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、金13,431,364円とする。

(売買代金の納入等)

第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲の指定する場所において、一括して納入しなければならない。

2 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、期限の翌日から納入の日まで売買代金に対し年10.75パーセントの延滞違約金を納入しなければならない。

(契約保証金)

第5条 乙は、本契約締結前に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が前条に定める義務を履行したときは、前項の契約保証金を還付する。

3 乙は、第1項の契約保証金を売買代金の全部又は一部に充当することができるものとする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 乙が前条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属する。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は、前条の規定により所有権が移転したときに、甲から乙に引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 売買代金の納入後、甲は乙に対し、所有権移転登記をする。この場合、登記に要する

費用は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(用途の制限等)

第11条 乙は、本契約締結後10年間、売買物件を北斗市暴力団排除条例(平成25年北斗市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、土地を第三者に譲渡し、若しくは土地について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める用途の制限等に関し、甲が必要と認めるときは、実地調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(違約金)

第15条 乙は、甲が解除権を行使したときは、契約締結時から売買物件の返還の時までの賃貸料相当額に売買代金の10分の1の額を加えた違約金を甲に支払うものとする。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、前条に定める違約金及び次条第2項に定める乙が負担すべき原状回復に要した費用を甲に支払うべき義務がある場合は、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物権を現状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 前項の規定により甲が指定した期日までに、乙が原状回復を履行しないときは、甲が代わってこれを行い、その費用は、乙が負担しなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件にかかる法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北斗市

北斗市長 池田 達雄 ㊟

乙 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ ㊟